

証券コード 7254
2022年6月8日

株主各位

静岡県湖西市鷺津2418番地

株式会社ユニバンス

代表取締役会長兼社長 鈴木一和雄

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染が懸念されている中、感染拡大防止のため、書面（郵送）またはインターネットにより議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。その際には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述のご案内に従って2022年6月23日（木曜日）午後5時までに、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県湖西市鷺津2418番地
株式会社ユニバンス 本社会議室
3. 目的事項
 - 報告事項
 1. 第89期（自2021年4月1日至2022年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第89期（自2021年4月1日至2022年3月31日）計算書類報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
 - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第6号議案 役員賞与支給の件

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、42ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2022年6月23日（木曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。

(3) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.uvc.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎当社は、法令および当社定款第21条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.uvc.co.jp/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」

②連結計算書類の「連結注記表」

③計算書類の「個別注記表」

なお、これらの事項は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類に含まれております。

◎当日は、当社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

◎新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症への対応として、運営スタッフのマスク着用、入場時の手指消毒、受付での検温など、必要な予防措置を講ずる予定でおりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

本定時株主総会にご出席される株主様は、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。本定時株主総会の運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.uvc.co.jp/>）に掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。

## (第89回定時株主総会招集ご通知添付書類)

### 事業報告

( 自2021年4月1日 )  
( 至2022年3月31日 )

#### 1. 企業集団の現況に関する事項

当連結会計年度より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、一部の売上について加工代相当額のみを純額で収益として認識する方法に変更しております。そのため、当連結会計年度における経営成績に関する説明は、売上高については前連結会計年度と比較しての増減額及び前期比(%)を記載せずに説明しております。

##### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経営環境は、年度当初から上期にかけては新型コロナウイルス感染症の影響も一旦落ち着きを見せておりましたが、下期以降は同ウイルスの感染拡大やウクライナ侵攻の勃発により、半導体供給不足による販売への影響が顕在化し始めると同時に、原材料価格や海外向け物流費用が上昇するなど、厳しいものとなりました。

このような環境の中、当社グループの当連結会計年度における売上高は、北米市場の回復により四輪駆動装置及び農機ユニットの販売が比較的堅調に推移したため、前期に比べ大幅に回復し490億61百万円となりました。

利益面におきましては、売上高の回復影響に加え、過年度より取り組んでいる事業構造の改善の効果もあり、営業利益は30億36百万円(前期は6億61百万円の損失)、経常利益は32億85百万円(前期は2億53百万円の損失)となりました。また、国内生産体制再編の一環として浜松工場等の一部売却を実施し、特別利益に固定資産売却益を1億51百万円計上しております。さらに法人税等調整額に△2億37百万円(△は益)を計上し、これらの結果、親会社株主に帰属する当期純利益は28億35百万円(前期は13億13百万円の損失)となりました。

セグメントの概要は次のとおりです。

##### 1) ユニット事業

売上高は、新型コロナウイルス感染症による顧客カーメーカー操業低下の影響を受けた前期に比べ北米市場を中心に回復し317億18百万円となりました。セグメント利益につきましては、売上高増加影響等により20億96百万円の利益(前期は10億18百万円の損失)となりました。

## 2) 部品事業

売上高は、ユニット事業と同様、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた前期に比べ大幅に回復し、173億円となりました。セグメント利益につきましては、売上高増加影響に加え商品収益力の向上等により、8億91百万円の利益（前期比152.1%の増加）となりました。

## 3) その他事業

セグメント利益につきましては、49百万円の利益（前期比279.1%の増加）となりました。

(単位：百万円)

| 事業区分   | 第88期   |                   | 第89期   |       | 増減     |              |
|--------|--------|-------------------|--------|-------|--------|--------------|
|        | 売上高    | 営業利益又は<br>営業損失(△) | 売上高    | 営業利益  | 売上高    | 営業利益         |
| ユニット事業 | 26,627 | △1,018            | 31,718 | 2,096 | － (－%) | 3,114 (－%)   |
| 部品事業   | 19,575 | 353               | 17,300 | 891   | － (－%) | 538 (152.1%) |
| その他事業  | 46     | 13                | 42     | 49    | － (－%) | 36 (279.1%)  |
| 消去又は全社 | －      | △9                | －      | △1    | －      | 8            |
| 合計     | 46,249 | △661              | 49,061 | 3,036 | － (－%) | 3,698 (－%)   |

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。そのため売上高については前期と比較しての増減額及び前期比(%)は記載しておりません。

## (2) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

## (3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、22億14百万円であります。

また、各セグメントの主な投資は、次のとおりであります。

ユニット事業における設備投資額は7億34百万円であり、主な内容は増産、開発強化及び能力維持・更新によるものであります。

部品事業における設備投資額は14億51百万円であり、主な内容は新規製品立ち上がり、増産及び能力維持・更新によるものであります。

その他事業における設備投資額は28百万円であり、内容は設備の維持更新によるものであります。

## (4) 財産および損益の状況の推移

| 区 分                                                  | 第 86 期<br>(2019年 3 月期) | 第 87 期<br>(2020年 3 月期) | 第 88 期<br>(2021年 3 月期) | 第 89 期<br>(当連結会計年度)<br>(2022年 3 月期) |
|------------------------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)                                          | 59,924                 | 56,288                 | 46,249                 | 49,061                              |
| 営 業 利 益 又 は<br>営 業 損 失 (△) (百万円)                     | 1,646                  | △517                   | △661                   | 3,036                               |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 (△) (百万円)                     | 1,453                  | △1,153                 | △253                   | 3,285                               |
| 親会社株主に帰属す<br>る当期純利益又は<br>当期純損失 (△) (百万円)             | 935                    | △3,562                 | △1,313                 | 2,835                               |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は<br>1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円) | 44.89                  | △171.01                | △63.08                 | 136.11                              |
| 総 資 産 (百万円)                                          | 43,944                 | 42,296                 | 44,345                 | 42,940                              |
| 純 資 産 (百万円)                                          | 19,262                 | 15,636                 | 16,019                 | 18,697                              |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)                                 | 924.74                 | 750.66                 | 769.02                 | 897.61                              |

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (5) 重要な子会社の状況

| 会 社 名              | 資 本 金    | 当社の出資比率(%) | 主 要 な 事 業 内 容    |
|--------------------|----------|------------|------------------|
| 株式会社遠州クロム          | 10百万円    | 100.00     | 特殊メッキ加工業         |
| 株式会社ウエストレイク        | 15百万円    | 100.00     | 物流容器の洗浄および構内作業   |
| 富士協同運輸株式会社         | 10百万円    | 100.00     | 貨物梱包業務           |
| 株式会社富士部品製作所        | 15百万円    | 100.00     | 自動車部品の製造販売       |
| ユニバンスINC.          | 19百万US\$ | 100.00     | 同上               |
| PT.ユニバンスインドネシア     | 48百万US\$ | 98.13      | 同上               |
| ユニバンスタイランドCo.,Ltd. | 202百万THB | 100.00     | 同上               |
| ユニバンスアメリカINC.      | 123千US\$ | 100.00     | 北米地域における営業及び市場調査 |

## (6) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、社会および企業の持続的な成長が重要視され、気候変動リスクや、労働環境および地域社会への貢献などに対し、より一層の対応が求められています。自動車部品業界におきましては、カーボンニュートラルの達成に向けて車両の電動化の加速や、製品ライフサイクルにおけるCO2排出量の削減要求に加え、コロナ禍におけるモビリティサービスの変容や、ユーザーの価値観の変化により、事業環境が大きく変化しております。

直近の経済状況につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響や、ウクライナ侵攻の勃発などから、半導体不足・労働力不足によるサプライチェーンの混乱および、原油高、原材料価格の高騰など、先行きが不透明な状況が続くものと予測されます。

当社グループは、このような事業環境の変化を成長機会と捉え、『技術で生きる』と『独立企業として生きる』を両立させることを当社の大事にしたいこととし、持続的な成長と中期的な企業価値の向上のために、環境・社会・ガバナンスに配慮し以下の4点の課題に取り組んでまいります。

1. 社会的課題への対応 … カーボンニュートラル対応、ダイバーシティの推進、働き方の見直し  
中・長期的な目標に向けて活動を推進し、活動状況を積極的に公開いたします。
2. 既存事業領域の収益力向上 … 既存商品の収益力向上、市場環境に対応したものづくりの向上  
各生産拠点において、市場・顧客の実情を踏まえ、事業リスクや収益コストを機動的に判断し、自律的な経営を推進してまいります。
3. 既存事業領域の拡販 … 電動系製品の事業拡大、既存商品の拡販  
小型・軽量・高効率の電動車両向けギヤボックス開発を加速し、市場投入にむけモーター、インバータ含めた事業化スキームの構築に取り組んでまいります。また、既存事業領域においても内燃機関が存続する領域において事業継続を行うための拡販に取り組んでまいります。
4. 新規事業の創造 … 非自動車、非駆動系への進出  
市場・顧客・社会の諸課題を解決するものづくりの事業化を推進してまいります。社内精鋭チームにより活動を推進し、挑戦する企業文化を醸成いたします。  
また、『3. 既存事業領域の拡販』と合わせて事業ポートフォリオの転換に取り組んでまいります。

なお、推進にあたっては経営判断と執行のスピードアップおよび効果的な企業運営を図るとともに、コーポレート・ガバナンスの充実を図り、透明性、健全性を更に高める活動の推進に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも相変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (7) 主要な事業内容

| 事業区分   | 事業内容        | 主要製品                                                       |
|--------|-------------|------------------------------------------------------------|
| ユニット事業 | 四輪駆動装置      | F R車用4WD用トランスファー、F F車用4WD用トランスファー、4WD用コンポーネント、A T V用デフキャリア |
|        | ギヤボックス      | S U V・商用車用マニュアルトランスミッション、E V・H E V用ギヤボックスおよびギヤ             |
|        | 産業機械        | 農業機械用トランスミッション、建設機械用減速機、フォークリフトトランスミッション用ギヤ                |
| 部品事業   | 部 品         | A T・C V T用部品、デフ用部品、ワンウェイクラッチ、トランスミッション用部品、エンジン用ギヤ          |
| その他事業  | 物流・工場附帯サービス | 物流容器の洗浄、構内作業、貨物梱包業務                                        |

## (8) 主要な営業所および工場

|                    |                                                |
|--------------------|------------------------------------------------|
| 当 社                | 本社および本社工場：静岡県湖西市<br>湖西工場：静岡県湖西市<br>浜松工場：静岡県浜松市 |
| 株式会社遠州クロム          | 本社および本社工場：静岡県浜松市                               |
| 株式会社ウエストレイク        | 本社および本社工場：静岡県湖西市                               |
| 富士協同運輸株式会社         | 本社：静岡県湖西市                                      |
| 株式会社富士部品製作所        | 本社および本社工場：静岡県湖西市                               |
| ユニバンス I N C .      | 本社および本社工場：アメリカ合衆国 ケンタッキー州                      |
| P T.ユニバンスインドネシア    | 本社および本社工場：インドネシア共和国 西ジャワ州                      |
| ユニバンスタイランドCo.,Ltd. | 本社および本社工場：タイ王国 チョンブリ県                          |
| ユニバンスアメリカINC.      | 本社：アメリカ合衆国 ミシガン州                               |



## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

| 事業区分       | 従業員数          | 前連結会計年度末比増減 |
|------------|---------------|-------------|
| ユ ニ ッ ト 事業 | 1,012 (299) 名 | △12 (△66) 名 |
| 部 品 事業     | 557 (176) 名   | △22 (39) 名  |
| そ の 他 事業   | 54 (28) 名     | 1 (△1) 名    |
| 合 計        | 1,623 (503) 名 | △33 (△28) 名 |

(注) 従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の従業員の状況

| 従業員数        | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-------------|-----------|-------|--------|
| 868 (266) 名 | △2 (69) 名 | 43.4歳 | 19.6年  |

(注) 従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (10) 主要な借入先および借入額

(企業集団)

| 借 入 先                   | 借 入 額 ( 百 万 円 ) |
|-------------------------|-----------------|
| 株 式 会 社 静 岡 銀 行         | 4,589           |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行       | 1,948           |
| 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 | 432             |

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事実はありません。



## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 23,396,787株（自己株式2,566,522株を含む）  
 (3) 株主数 5,393名  
 (4) 大株主（上位10名）

| 株主名       | 当社への出資状況 |         |
|-----------|----------|---------|
|           | 持株数（千株）  | 持株比率（％） |
| 鈴木一和雄     | 2,378    | 11.42   |
| スズキ株式会社   | 1,937    | 9.30    |
| 大同特殊鋼株式会社 | 1,900    | 9.12    |
| 株式会社静岡銀行  | 956      | 4.59    |
| 谷史子       | 477      | 2.29    |
| 鈴木真保      | 408      | 1.96    |
| 宮本愛子      | 368      | 1.77    |
| 谷朗        | 364      | 1.75    |
| 谷典幸       | 352      | 1.69    |
| 株式会社みずほ銀行 | 330      | 1.58    |

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
 2. 当社は、自己株式2,566,522株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の状況

| 会社における地位                  | 氏名    | 担当および重要な兼職の状況等                                                  |
|---------------------------|-------|-----------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長兼社長<br>(会長兼社長執行役員) | 鈴木一和雄 | 内部監査室 担当                                                        |
| 代表取締役副社長<br>(副社長執行役員)     | 谷典幸   | 品質保証最高責任者<br>NEWing活動事務局長                                       |
| 取締役技術統括<br>(技術統括執行役員)     | 村松通泰  | 開発・技術統括、情報管理部 担当                                                |
| 取締役                       | 志藤昭彦  | 株式会社ヨロズ 代表取締役会長<br>株式会社アーレスティ 社外取締役(監査等委員)<br>マークライنز株式会社 社外取締役 |
| 取締役(監査等委員・常勤)             | 三好通生  |                                                                 |
| 取締役(監査等委員)                | 森嶋正   | 森嶋公認会計士事務所 代表                                                   |
| 取締役(監査等委員)                | 谷田部栄夫 | 八重洲菖蒲法律事務所 代表                                                   |

- (注) 1. 取締役志藤昭彦氏ならびに取締役(監査等委員)森嶋正氏および谷田部栄夫氏は社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)森嶋正氏および谷田部栄夫氏は、以下のとおり、財務および会計または法律に関する相当程度の知見を有しております。
- ・森嶋正氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - ・谷田部栄夫氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
3. 2021年6月25日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって、鶴野恭弘氏および神村保氏は監査等員である取締役を辞任いたしました。
4. 情報の収集を図り、内部監査部門等との十分な連係を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、三好通生氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役志藤昭彦氏ならびに取締役(監査等委員)森嶋正氏および谷田部栄夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

## (ご参考) 執行役員

| 会社における地位 | 氏名      | 担当                                                                                                |
|----------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 常務執行役員   | 曾布川 守 男 | 財務担当責任者<br>ユニバンスグループ全般財務関係                                                                        |
| 執行役員     | 谷 健 輔   | 新事業開発事務局 担当<br>PT.ユニバンスインドネシア 取締役                                                                 |
| 執行役員     | 大 石 哲 司 | 商品開発部、営業部 担当                                                                                      |
| 執行役員     | 井 本 健   | 生産管理部、購買部 担当                                                                                      |
| 執行役員     | 高 尾 紀 彦 | グループ品質保証責任者<br>PT.ユニバンスインドネシア 会長<br>マネジメントシステム管理責任者<br>総務部、品質保証部 担当<br>(正) 環境管理責任者<br>(正) 安全衛生責任者 |
| 執行役員     | 白 井 由 仁 | 営業部 担当<br>ユニバンスINC. 取締役<br>UVC(JAPAN) 取締役                                                         |
| 執行役員     | 鈴 木 一 郎 | 財務(財務会計・資金管理) 担当                                                                                  |
| 執行役員     | 藤 崎 一   | 経営管理部(管理会計含む)、<br>関係会社8社 担当<br>UVC(JAPAN) 副社長                                                     |

## (2) 取締役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### a.基本方針

当社の取締役の報酬は、役位に応じた固定報酬と企業業績を反映した賞与の二本立てとし、2016年6月27日開催の株主総会でご承認頂いた取締役（監査等委員を除く）について年額250,000千円以内、監査等委員である取締役については年額50,000千円以内の報酬枠の範囲内で決定しております。

取締役（監査等委員を除く）の報酬に関しては、取締役会の任意の諮問委員会である報酬委員会が公正かつ透明性をもって審議を行い、監査等委員会の意見形成を経て取締役会において決定しております。当社の報酬委員会は公正かつ透明性を意識し選定監査等委員（監査等委員会議長不在の場合は代行順位を定めている）が議長を務め、委員の過半数をもって取締役会への答申内容を決議しております。

#### b.固定報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、固定報酬額の決定にあたっては、株主の長期的な利益に連動するとともに、当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適正な水準となるよう、毎年、同業他社や各種統計資料を参考に経営効率や報酬水準について比較検証を行い、必要に応じ改訂しております。

なお、長期継続的な成長ならびに企業価値の向上など株主との利害共有の視点から、固定報酬の内の一定額を拠出して役員持株会を通じて自社株式を購入し、在任期間中保有することとしております。

#### c.業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬である賞与は、親会社に帰属する当期純利益が相当程度確保できた場合は、各事業年度の配当性向や従業員一人当たりの賞与額を勘案して総額（執行役員層を含む）を決定し、毎年一定の時期に支給するものとしております。賞与の額は取締役会の任意の諮問機関である報酬委員会への諮問、さらには監査等委員会の確認を経て、株主総会にて承認、決定しております。

## ② 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                         | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額 (千円)    |                  | 対象となる役員<br>の員数 (名) |
|-----------------------------|--------------------|--------------------|------------------|--------------------|
|                             |                    | 固定報酬               | 業績連動報酬           |                    |
| 取締役 (監査等委員を除く)<br>(うち社外取締役) | 66,910<br>(5,300)  | 60,610<br>(4,800)  | 6,300<br>(500)   | 4<br>(1)           |
| 取締役 (監査等委員)<br>(うち社外取締役)    | 28,410<br>(9,970)  | 25,710<br>(8,970)  | 2,700<br>(1,000) | 5<br>(3)           |
| 合 計<br>(うち社外役員)             | 95,320<br>(15,270) | 86,320<br>(13,770) | 9,000<br>(1,500) | 9<br>(4)           |

- (注) 1. 上表には、2021年6月25日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役1名および監査等委員である社外取締役1名を含んでおります。
2. 業績連動報酬である役員賞与は、当事業年度末に役員賞与引当金として計上し、当事業年度の費用として処理しております。支給対象は当事業年度末時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 4名 (うち社外取締役1名) 及び監査等委員である取締役3名 (うち社外取締役2名) であります。算定方法並びに算定において基礎となる業績指標は12ページの「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりです。業績指標である「親会社株主に帰属する当期純利益」の当事業年度における実績は2,835百万円です。
3. 取締役の報酬限度額は、2016年6月27日開催の第83回定時株主総会において取締役(監査等委員を除く)について年額250,000千円以内 (当該株主総会終結時点の員数は6名)、取締役(監査等委員)について年額50,000千円 (当該株主総会終結時点の員数は4名) と決議いただいております。

- ③ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由  
当社においては、取締役 (監査等委員を除く) 及び執行役員層の個別報酬は、報酬委員会規程に従い、取締役会の任意の諮問委員会である報酬委員会が公正かつ透明性をもって審議を行い、監査等委員会の意見形成を経て取締役会において決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会にて、監査等委員である取締役の協議により決定しております。当社の報酬委員会は公正かつ透明性を意識し選定監査等委員 (監査等委員会議長不在の場合は代行順位を定めている) が議長を務め、委員の過半数をもって取締役会への答申内容を決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役志藤昭彦氏および監査等委員の3名(三好通生氏、森嶋正氏および谷田部栄夫氏)とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

#### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は全役員（子会社役員を含む）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用が補填されることとなります。

#### (5) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の業務執行者、社外役員の兼職状況

| 地 位              | 氏 名       | 兼 職 する 法 人 等                         | 兼 職 の 内 容                        |
|------------------|-----------|--------------------------------------|----------------------------------|
| 社外取締役            | 志 藤 昭 彦   | 株式会社ヨロズ<br>株式会社アーレスティ<br>マークラインズ株式会社 | 代表取締役会長<br>社外取締役(監査等委員)<br>社外取締役 |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 森 嶋 正     | 森嶋公認会計士事務所                           | 代表                               |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 谷 田 部 栄 夫 | 八重洲菖蒲法律事務所                           | 代表                               |

(注) 株式会社アーレスティとは粗形材購入等の取引関係がありますが、その他の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

| 地 位<br>氏 名                | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                 |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役<br>志 藤 昭 彦          | 当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。<br>取締役会において、企業経営における経営者としての幅広い知識と高い見識に基づく様々な発言を行っております。特にグローバル企業経営における専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 社外取締役(監査等委員)<br>森 嶋 正     | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。<br>取締役会において、公認会計士としての知見に基づく様々な発言を行っております。特に、企業会計の見地から、当社の業務執行に対する監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。   |
| 社外取締役(監査等委員)<br>谷 田 部 栄 夫 | 当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。<br>取締役会において、弁護士としての知見に基づく様々な発言を行っております。特に、会社法の見地から、当社の業務執行に対する監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。           |

## 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                      | 支払額 (千円) |
|--------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 27,500   |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 27,500   |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画および報酬額の見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

### (4) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況

当社子会社ユニバンスINC.、PT.ユニバンスインドネシアおよびユニバンスタイランドCo.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が当該子会社の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法「これらの法律に相当する外国の法令を含む。」の規定によるものに限る。）を行っております。



## 5. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 (会社の支配に関する基本方針)

### (1) 会社の支配に関する基本方針の内容

当社の株式の在り方について、当社は、株主は株式等の市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。従いまして、当社の株式に対する大規模買付提案があった場合でも、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、株主に買収内容を判断するために必要な合理的な情報・期間を十分に与えることなく、一方的に大規模買付提案を強行する動きが顕在化しており、これら大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのあるものも想定されます。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値および株主共同利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならぬと考えております。

従いまして、当社の企業価値および株主共同利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又は、これに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社では、当社の企業価値および株主共同利益を向上させるための取組みとして以下の施策を実施しております。これらの取組みは、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

### (2) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が決定されることを防止するための取組み

当社は、2020年6月25日開催の第87回定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）の継続をご決議いただいております。

本対応方針の内容については、当社ホームページ(<https://www.uvc.co.jp/>)をご参照ください。

(3) **本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿うものであること、当社の企業価値および当社株主共同の利益を損なうものではないこと、および当社役員の地位の維持を目的とするものではないことならびにその理由**

① 本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主および投資家の皆様に与える影響等を定めるものです。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、および取締役会評価期間が経過した後にのみ大規模買付行為を開始することを求め、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、大規模買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値および株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社の支配に関する基本方針の考え方に沿うものであるといえます。

② 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

「会社の支配に関する基本方針」の内容で述べたとおり、会社の支配に関する基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、会社の支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応方針によって、当社株主および投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、当社株主の皆様が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えます。

③ 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かを最終的に当社株主の皆様の判断に委ねられるべきであることを大原則としながら、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルール遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する条件を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は、単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、当社取締役会は、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

(4) **当社における企業価値および株主共同利益の向上の取組みについて**

① 企業価値および株主共同利益向上の取組み

当社グループは、1937年の設立以来、常にお客様第一を考え、最適な製品を提供し、競争力ある提案型企業を目指した経営活動を推進しております。創業の精神であります「常に今よりも高きものに」のもと、駆動系製品の専門メーカーとして「魅力ある商品」を創造し、お客様のベストパートナーと成り得る活動を積極的に進めております。

中期経営戦略につきましては、持続的な成長と中期的な企業価値の向上のために『技術で生きる』と『独立企業として生きる』を両立させることを当社として大事にしたいこととし、激化する事業環境で勝ち残るために、1.「社会的課題への対応」、2.「既存事業領域の収益力向上」、3.「既存事業領域の拡販（電動系製品の事業拡大、既存商品の拡販）」、4.「新規事業の創造（非自動車、非駆動系への進出）」に取り組んでまいります。

これらの施策を推進するために顧客価値向上、市場ニーズへの適合、競争相手に対し差別化した商品・技術開発の強化を行い、顧客重視の提案型ビジネスの確立を推進してまいります。

また、激しく早く変化する経済環境、事業環境に追従していくため、経営判断と執行のスピードアップを図り、効果的な企業運営を推進してまいります。

今後も、中・長期を見据えたグローバル経営としての将来に向けた更なる「経営革新」を図り、当社グループ一丸による企業価値向上に取り組んでまいります。

## ② コーポレート・ガバナンスへの取組み

当社は、コーポレート・ガバナンスを充実することが株主の利益を重視した経営を実現する上で重要であると考えており、経営の透明性と効率性の向上ならびに経営環境の変化へ迅速に対応するために2003年に執行役員制度を採用し、2015年6月には社外取締役1名を選任、さらに2016年6月、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行し、経営の意思決定および監督機能と執行機能を分離するなど、ガバナンス体制の充実に努めております。また、監査等委員である取締役につきましては、3名のうち2名が社外取締役であり、いずれも法令、財務および会計等について専門的な知見を有し、中立的・客観的な見地から経営監視の役割を担っております。加えて、経営内容の迅速な情報開示に努めるとともにインターネットのホームページを通じて経営理念、環境方針、品質方針、投資家情報等の提供を行い、公正性と透明性を高めることに努め、すべてのステークホルダーの皆様との信頼関係をより強固なものにし、企業価値の安定的向上を目指してまいります。

取締役会は、原則として毎月開催することとしており、法令・定款上取締役会の専決事項とされている経営の基本方針等の業務執行の決定、ならびに取締役および執行役員の職務の執行の監督を主な役割とし、それ以外の事項については、迅速・果敢な意思決定のため、その業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任しています。

監査等委員会は、原則として毎月開催するほか、必要に応じて随時開催しております。監査等委員は、監査等委員会規則および各事業年度の監査方針に基づき、取締役会のほか、重要な会議への出席、稟議書・議事録等の閲覧、取締役からの業務の状況についての報告・聴取等により、会社の適正な経営の遂行について監査を行っております。

また、当社取締役会では、指名・報酬など特に重要な事項について、取締役会機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、選定監査等委員及び代表取締役を主なメンバーとする指名・報酬委員会への諮問、さらには独立社外取締役を含む監査等委員会の確認を経ることで透明性と客観性の向上に努めています。

内部統制システムの整備の状況については、社長直轄の内部監査室を、他部門から独立した部門として組織しております。内部監査室は期初に策定した監査計画に基づき、業務全般にわたる内部監査を実施しております。被監査部門に対しては監査結果を踏まえて改善指導を行い、改善状況を報告させることにより、内部監査の実効性を図っております。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額               | 科 目                  | 金 額               |
|------------------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| ( 資 産 の 部 )            |                   | ( 負 債 の 部 )          |                   |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>21,263,226</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>15,994,289</b> |
| 現金及び預金                 | 2,977,187         | 支払手形及び買掛金            | 5,868,569         |
| 受取手形                   | 9,968             | 短期借入金                | 3,334,081         |
| 売掛金                    | 9,699,606         | 未払金                  | 1,747,264         |
| 製品                     | 1,322,239         | 未払費用                 | 981,166           |
| 仕掛品                    | 1,611,679         | リース債務                | 18,523            |
| 原材料及び貯蔵品               | 3,277,964         | 未払法人税等               | 558,459           |
| 前払費用                   | 493,889           | 賞与引当金                | 730,291           |
| その他                    | 1,877,840         | 役員賞与引当金              | 9,000             |
| 貸倒引当金                  | △7,150            | 製品保証引当金              | 2,030,769         |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>21,677,496</b> | その他                  | 716,163           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>17,703,434</b> | <b>固 定 負 債</b>       | <b>8,248,962</b>  |
| 建物                     | 4,521,148         | 長期借入金                | 3,638,824         |
| 構築物                    | 609,070           | リース債務                | 25,987            |
| 機械装置                   | 8,824,278         | 繰延税金負債               | 834,269           |
| 車両運搬具                  | 29,263            | 役員退職慰労引当金            | 96,105            |
| 工具器具備品                 | 428,710           | 資産除去債務               | 180,794           |
| 土地                     | 2,334,930         | 退職給付に係る負債            | 3,471,915         |
| リース資産                  | 41,993            | その他                  | 1,065             |
| 建設仮勘定                  | 914,039           | <b>負 債 合 計</b>       | <b>24,243,252</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>843,838</b>    | ( 純 資 産 の 部 )        |                   |
| ソフトウェア                 | 150,447           | <b>株 主 資 本</b>       | <b>16,753,227</b> |
| 借地権                    | 681,365           | 資本金                  | 3,500,000         |
| 施設利用権                  | 224               | 資本剰余金                | 2,172,602         |
| 電話加入権                  | 11,710            | 利益剰余金                | 11,773,289        |
| その他                    | 90                | 自己株式                 | △692,664          |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>3,130,222</b>  | <b>その他の包括利益累計額</b>   | <b>1,944,243</b>  |
| 投資有価証券                 | 2,745,405         | その他有価証券評価差額金         | 971,995           |
| 繰延税金資産                 | 274,073           | 為替換算調整勘定             | 930,438           |
| その他                    | 110,743           | 退職給付に係る調整累計額         | 41,808            |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>42,940,722</b> | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>18,697,470</b> |
|                        |                   | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>42,940,722</b> |

## 連結損益計算書

(自2021年4月1日)  
(至2022年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額        |
|-----------------|------------|
| 売上高             | 49,061,146 |
| 売上原価            | 40,253,141 |
| 売上総利益           | 8,808,005  |
| 販売費及び一般管理費      | 5,771,538  |
| 営業利益            | 3,036,466  |
| 営業外収益           | 379,195    |
| 受取利息            | 1,301      |
| 受取配当金           | 71,649     |
| 受取賃貸料           | 9,901      |
| 為替差益            | 33,170     |
| 受取補償金           | 161,613    |
| 雇用調整助成金         | 1,158      |
| その他             | 100,399    |
| 営業外費用           | 129,836    |
| 支払利息            | 102,065    |
| 減価償却費           | 15,822     |
| 外国源泉税           | 10,334     |
| その他             | 1,613      |
| 経常利益            | 3,285,825  |
| 特別利益            | 215,621    |
| 固定資産売却益         | 178,178    |
| 投資有価証券売却益       | 27,443     |
| 補助金収入           | 10,000     |
| 特別損失            | 19,697     |
| 固定資産売却損         | 701        |
| 固定資産除却損         | 16,960     |
| 減損損失            | 2,035      |
| 税金等調整前当期純利益     | 3,481,749  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 883,596    |
| 法人税等調整額         | △237,015   |
| 当期純利益           | 2,835,168  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 2,835,168  |

## 連結株主資本等変動計算書

( 自2021年4月1日 )  
( 至2022年3月31日 )

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本   |           |            |          |             |
|-------------------------------|-----------|-----------|------------|----------|-------------|
|                               | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金  | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高                     | 3,500,000 | 2,172,602 | 9,003,961  | △692,385 | 13,984,178  |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額     |           |           | △12,826    |          | △12,826     |
| 会計方針の変更を反映した<br>当 期 首 残 高     | 3,500,000 | 2,172,602 | 8,991,134  | △692,385 | 13,971,351  |
| 連結会計年度変動額                     |           |           |            |          |             |
| 剰 余 金 の 配 当                   |           |           | △104,152   |          | △104,152    |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益       |           |           | 2,835,168  |          | 2,835,168   |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |           |           |            | △278     | △278        |
| 連結子会社の決算期<br>変更に伴う増減          |           |           | 51,139     |          | 51,139      |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |           |           |            |          |             |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | -         | -         | 2,782,154  | △278     | 2,781,876   |
| 当 期 末 残 高                     | 3,500,000 | 2,172,602 | 11,773,289 | △692,664 | 16,753,227  |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額      |                    |                            |                              | 純 資 産 合 計  |
|-------------------------------|----------------------------|--------------------|----------------------------|------------------------------|------------|
|                               | そ の 他 有 価 証<br>券 評 価 差 額 金 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | 退 職 給 付 に<br>係 る 調 整 累 計 額 | そ の 他 の 包 括 利 益 累<br>計 額 合 計 |            |
| 当 期 首 残 高                     | 1,574,937                  | 365,349            | 94,773                     | 2,035,060                    | 16,019,238 |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額     |                            |                    |                            |                              | △12,826    |
| 会計方針の変更を反映した<br>当 期 首 残 高     | 1,574,937                  | 365,349            | 94,773                     | 2,035,060                    | 16,006,412 |
| 連結会計年度変動額                     |                            |                    |                            |                              |            |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                            |                    |                            |                              | △104,152   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益       |                            |                    |                            |                              | 2,835,168  |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |                            |                    |                            |                              | △278       |
| 連結子会社の決算期<br>変更に伴う増減          |                            |                    |                            |                              | 51,139     |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | △602,942                   | 565,089            | △52,965                    | △90,817                      | △90,817    |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | △602,942                   | 565,089            | △52,965                    | △90,817                      | 2,691,058  |
| 当 期 末 残 高                     | 971,995                    | 930,438            | 41,808                     | 1,944,243                    | 18,697,470 |



## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目                  | 金 額               |
|-----------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| ( 資 産 の 部 )     |                   | ( 負 債 の 部 )          |                   |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>14,310,066</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>12,970,056</b> |
| 現金及び預金          | 1,815,670         | 買掛金                  | 4,402,496         |
| 売掛金             | 6,551,831         | 短期借入金                | 2,475,600         |
| 製品              | 984,142           | 一年以内返済予定の長期借入金       | 2,015,896         |
| 仕掛品             | 1,150,969         | 未払金                  | 1,546,992         |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,222,977         | 未払費用                 | 850,496           |
| 材料支給未入金         | 840,620           | 未払法人税等               | 272,740           |
| 未収収益            | 717               | 賞与引当金                | 635,091           |
| 未収入金            | 1,174,881         | 役員賞与引当金              | 9,000             |
| 前払費用            | 84,615            | 製品保証引当金              | 241,581           |
| その他             | 490,493           | その他                  | 520,159           |
| 貸倒引当金           | △6,854            | <b>固 定 負 債</b>       | <b>7,471,801</b>  |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>19,601,850</b> | 長期借入金                | 3,567,880         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>9,143,184</b>  | 繰延税金負債               | 483,635           |
| 建築物             | 1,603,953         | 退職給付引当金              | 3,251,996         |
| 構築物             | 602,082           | 役員退職慰労引当金            | 84,105            |
| 機械装置            | 4,815,390         | 資産除去債務               | 84,184            |
| 車両運搬具           | 14,244            | <b>負 債 合 計</b>       | <b>20,441,857</b> |
| 工具器具備品          | 208,161           | ( 純 資 産 の 部 )        |                   |
| 土地              | 1,746,899         | <b>株 主 資 本</b>       | <b>12,501,559</b> |
| 建設仮勘定           | 152,451           | 資本金                  | 3,500,000         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>532,053</b>    | 資本剰余金                | 2,076,998         |
| 電話加入権           | 11,280            | 資本準備金                | 1,812,751         |
| 借地権             | 400,262           | その他資本剰余金             | 264,246           |
| 施設利用権           | 224               | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>7,621,878</b>  |
| ソフトウェア          | 120,196           | 利益準備金                | 718,322           |
| その他             | 90                | その他利益剰余金             | 6,903,555         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>9,926,611</b>  | 買換資産積立金              | 121,184           |
| 投資有価証券          | 2,732,305         | 固定資産圧縮積立金            | 51,843            |
| 関係会社株式          | 6,005,831         | 別途積立金                | 5,319,095         |
| 関係会社長期貸付金       | 1,167,751         | 繰越利益剰余金              | 1,411,432         |
| その他             | 21,657            | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△697,317</b>   |
| 貸倒引当金           | △934              | 評価・換算差額等             | 968,499           |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金         | 968,499           |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>33,911,916</b> | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>13,470,059</b> |
|                 |                   | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>33,911,916</b> |

# 損益計算書

( 自2021年4月1日 )  
( 至2022年3月31日 )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額        |
|-------------------------|------------|
| 売 上 高                   | 31,713,424 |
| 売 上 原 価                 | 25,813,771 |
| 売 上 総 利 益               | 5,899,653  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 4,256,798  |
| 営 業 利 益                 | 1,642,854  |
| 営 業 外 収 益               | 2,664,292  |
| 営 業 外 費 用               | 102,306    |
| 経 常 利 益                 | 4,204,840  |
| 特 別 利 益                 | 193,821    |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 156,378    |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 27,443     |
| 補 助 金 収 入               | 10,000     |
| 特 別 損 失                 | 183,090    |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 15,371     |
| 固 定 資 産 売 却 損           | 701        |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 167,018    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 4,215,571  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 494,225    |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △2,770     |
| 当 期 純 利 益               | 3,724,116  |

## 株主資本等変動計算書

(自2021年4月1日)  
(至2022年3月31日)

(単位：千円)

|                             | 株主資本      |           |              |         |             |               |           |             | 自己株式     | 株主資本<br>合計 |
|-----------------------------|-----------|-----------|--------------|---------|-------------|---------------|-----------|-------------|----------|------------|
|                             | 資本金       | 資本剰余金     |              | 利益準備金   | 剰余金         |               |           | 繰越利益<br>剰余金 |          |            |
|                             |           | 資本<br>準備金 | その他<br>資本剰余金 |         | 買換資産<br>積立金 | 固定資産<br>圧縮積立金 | 別途<br>積立金 |             |          |            |
| 当期首残高                       | 3,500,000 | 1,812,751 | 264,246      | 718,322 | 130,593     | 55,769        | 5,319,095 | △2,136,791  | △697,038 | 8,966,949  |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額        |           |           |              |         |             |               |           | △85,075     |          | △85,075    |
| 会計方針の変更を反映した<br>当期首残高       | 3,500,000 | 1,812,751 | 264,246      | 718,322 | 130,593     | 55,769        | 5,319,095 | △2,221,867  | △697,038 | 8,881,874  |
| 当期変動額                       |           |           |              |         |             |               |           |             |          |            |
| 買換資産積立金の取崩                  |           |           |              |         |             | △9,408        |           | 9,408       |          | -          |
| 固定資産圧縮<br>積立金の取崩            |           |           |              |         |             |               | △3,926    | 3,926       |          | -          |
| 剰余金の配当                      |           |           |              |         |             |               |           | △104,152    |          | △104,152   |
| 当期純利益                       |           |           |              |         |             |               |           | 3,724,116   |          | 3,724,116  |
| 自己株式の取得                     |           |           |              |         |             |               |           |             | △278     | △278       |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |           |           |              |         |             |               |           |             |          |            |
| 当期変動額合計                     | -         | -         | -            | -       | △9,408      | △3,926        | -         | 3,633,299   | △278     | 3,619,685  |
| 当期末残高                       | 3,500,000 | 1,812,751 | 264,246      | 718,322 | 121,184     | 51,843        | 5,319,095 | 1,411,432   | △697,317 | 12,501,559 |

|                             | 評価・換算差額等         |                | 純資産<br>合計  |
|-----------------------------|------------------|----------------|------------|
|                             | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |            |
| 当期首残高                       | 1,572,449        | 1,572,449      | 10,539,399 |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額        |                  |                | △85,075    |
| 会計方針の変更を反映した<br>当期首残高       | 1,572,449        | 1,572,449      | 10,454,323 |
| 当期変動額                       |                  |                |            |
| 買換資産積立金の取崩                  |                  |                | -          |
| 固定資産圧縮<br>積立金の取崩            |                  |                | -          |
| 剰余金の配当                      |                  |                | △104,152   |
| 当期純利益                       |                  |                | 3,724,116  |
| 自己株式の取得                     |                  |                | △278       |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | △603,949         | △603,949       | △603,949   |
| 当期変動額合計                     | △603,949         | △603,949       | 3,015,735  |
| 当期末残高                       | 968,499          | 968,499        | 13,470,059 |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社ユニバンス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
名古屋事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 楠 元 宏  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 金 原 正 英  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユニバンスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユニバンス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社ユニバンス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 楠 元 宏

公認会計士 金 原 正 英

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユニバンスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第89期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

当該監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い当期の監査計画を定め、内部統制部門等と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。  
また、子会社について、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社からの事業報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イに掲げる事項（以後「会社の支配に関する基本方針」）及び同号ロに掲げる事項（以後「各取組み」）については、取締役会その他の審議状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。なお、会計上の重要な検討事項について会計監査人と協議及び検討を行いました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社法計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」は相当であると認めます。事業報告に記載されている「各取組み」は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

株式会社ユニバンス 監査等委員会

常 勤 三 好 通 生 印  
監査等委員  
監査等委員 森 嶋 正 印  
監査等委員 谷 田 部 栄 夫 印

(注) 監査等委員の森嶋正及び谷田部栄夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への適切な利益還元を重要な経営政策とし、当社の基本方針や当事業年度の業績および今後の事業展開等を勘案して、第89期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

なお、その他剰余金の処分はございません。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金4円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は83,321,060円となります。

また、中間配当金（1株につき3円）を含めました年間配当金は、普通株式1株につき金7円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第21条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第21条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第21条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                  | 変 更 案          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第21条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> | <p>（ 削 除 ）</p> |

| 現 行 定 款                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p>附則<br/>(社外監査役の責任免除に関する経過措置)<br/>(条文省略)</p> <p>(新 設)</p> | <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第21条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>附則<br/>(社外監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条</u> 定款第21条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第21条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第21条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案については、監査等委員会において検討がなされましたが、陳述すべき事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                     | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社株式の数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                                         | すずき いおお<br>鈴木 一和雄<br>(1947年3月18日生) | 1969年3月 当社入社<br>1983年7月 当社企画部長<br>1985年6月 当社取締役<br>1988年6月 当社常務取締役<br>1995年6月 当社専務取締役<br>1999年6月 当社代表取締役社長<br>2006年6月 当社代表取締役社長執行役員<br>2011年6月 当社代表取締役会長<br>2020年4月 当社代表取締役会長兼社長 会長兼<br>社長執行役員（現任）                | 2,378,382株     |
| (取締役候補者とした理由)<br>当社において、取締役社長、取締役会長（現職）を務めるなど、長年にわたり当社の経営に携わっており、その経営全般にわたる豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社グループの企業価値向上への貢献および取締役会の監督機能の強化を期待できることから、引き続き取締役候補者としております。  |                                    |                                                                                                                                                                                                                   |                |
| 2                                                                                                                                                         | たに のりゆき<br>谷 典 幸<br>(1962年5月27日生)  | 1998年1月 アイエス精機株式会社入社<br>2010年1月 当社経営管理部長<br>2011年3月 当社執行役員<br>2012年6月 当社取締役常務執行役員<br>2014年6月 当社取締役副社長 副社長執行役員<br>2015年6月 当社代表取締役副社長 副社長執行<br>役員<br>2018年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員<br>2020年4月 当社代表取締役副社長 副社長執行<br>役員（現任） | 352,441株       |
| (取締役候補者とした理由)<br>当社において、常務取締役、取締役社長、取締役副社長（現職）を務めるなど、長年にわたり当社の経営に携わっており、その経営全般にわたる豊富な経験に基づき、当社グループの企業価値向上への貢献および取締役会の監督機能の強化を期待できることから、引き続き取締役候補者としております。 |                                    |                                                                                                                                                                                                                   |                |

| 候補者番号                                                                                                                                                         | 氏名<br>(生年月日)                              | 略歴、当社における地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社株式の数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3                                                                                                                                                             | むら まつ みち やす<br>村 松 通 泰<br>(1954年3月9日生)    | 1976年3月 当社入社<br>2004年7月 当社第二商品開発部長<br>2006年7月 当社執行役員<br>2008年6月 当社取締役常務執行役員<br>2009年6月 当社代表取締役常務執行役員<br>2011年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員<br>2018年6月 当社代表取締役副会長<br>2019年6月 当社取締役 技術統括<br>2020年4月 当社取締役 技術統括 技術統括執行役員 (現任)                                                          | 141,015株       |
| (取締役候補者とした理由)<br>当社において、取締役社長、取締役副会長を務めるなど、その経営全般にわたる豊富な経験と幅広い見識に加え、技術開発部門を歴任した経験に基づき、引き続き当社グループの技術を中心とした企業価値向上への貢献を期待できることから、引き続き取締役候補者としております。              |                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                           |                |
| 4                                                                                                                                                             | し だ お あ き ひ こ<br>志 藤 昭 彦<br>(1943年1月30日生) | 1968年4月 萬自動車工業株式会社 (現株式会社<br>ヨロズ) 入社<br>1983年6月 同社取締役<br>1992年6月 同社代表取締役専務<br>1996年6月 同社代表取締役副社長<br>1998年6月 同社代表取締役社長<br>2008年6月 同社代表取締役会長 最高経営責任<br>者 (現任)<br>2015年6月 当社社外取締役 (現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社ヨロズ 代表取締役会長<br>株式会社アーレスティ 社外取締役 (監査等委員)<br>マークラインズ株式会社 社外取締役 | 8,173株         |
| (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)<br>グローバル企業の経営者としての幅広い知識と高い見識に基づき、特にグローバル企業経営における専門的な観点から当社の業務執行に対する監督・助言を行い、意思決定の妥当性、適正性を確保するための役割を期待できることから、引き続き社外取締役候補者としております。 |                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                           |                |



- (注) 1. 当社と志藤昭彦氏が社外取締役（監査等委員）を兼務している株式会社アーレスティとは、粗形材購入等の取引関係があります。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 志藤昭彦氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、志藤昭彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 志藤昭彦氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
5. 当社は志藤昭彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。また、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役 森嶋 正氏、谷田部栄夫氏の2名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                  | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                                      | もり しま ただし<br>森 嶋 正<br>(1948年1月23日生)  | 1972年4月 アーサーアンダーセン会計事務所入所<br>1976年3月 公認会計士開業登録<br>2001年11月 森嶋公認会計士事務所代表(現任)<br>2006年6月 当社監査役<br>2016年6月 当社社外取締役[監査等委員]<br>(現任)                                                                                                                               | 11,451株        |
| (監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)<br>公認会計士としての高い知見と豊富な経験に基づき、特に当社経営に対する監督、助言など意思決定の妥当性、適正性を確保する役割を期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。                   |                                      |                                                                                                                                                                                                                                                              |                |
| 2                                                                                                                                                      | やたべ ひで お<br>谷田部 栄 夫<br>(1966年6月12日生) | 1989年4月 味の素株式会社入社<br>1999年12月 同社退社<br>2004年4月 明治学院大学法科大学院入学<br>2006年3月 明治学院大学法科大学院修了<br>2012年11月 第2回司法試験予備試験合格<br>2013年4月 慶応大学法科大学院入学、司法試験合格<br>2015年12月 第二東京弁護士会弁護士登録<br>大正法律事務所、服部啓法律事務所を経て<br>2019年11月 八重洲菖蒲法律事務所開設(現任)<br>2020年6月 当社社外取締役[監査等委員]<br>(現任) | 1,813株         |
| (監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)<br>会社法の専門知識を有した弁護士であり且つ豊富な企業経験があり、特に会社法の見地から当社の業務執行に対する監督、助言など意思決定の妥当性、適正性を確保する役割を期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。 |                                      |                                                                                                                                                                                                                                                              |                |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 森嶋正氏および谷田部栄夫氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、森嶋正氏および谷田部栄夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立委員として指定し、同証券取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立委員とする予定であります。
4. 森嶋正氏および谷田部栄夫氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。それぞれの在任期間は、本総会終結の時をもって森嶋正氏は6年、谷田部栄夫氏は2年となります。
5. 当社は、森嶋正氏および谷田部栄夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                      | 略歴、当社における地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                                    | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| おかのたかお<br>岡野隆男<br><br>(1944年5月8日生)                                                                                                                                | 1975年4月 弁護士登録、荻野法律事務所入所<br>1979年3月 岡野法律事務所開設<br>1995年4月 第二東京弁護士会副会長<br>1997年6月 銀座南法律事務所設立<br>2016年11月 岡野法律事務所再開（現任） | －株             |
| (補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)<br>弁護士としての高い知見と豊富な経験に基づき、特に法務、リスクマネジメントに関する視点において当社経営に対する監督、助言等を頂くことを期待し、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。 |                                                                                                                     |                |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岡野隆男氏は、補欠の社外取締役候補者であります。  
また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。
3. 岡野隆男氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。岡野隆男氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

**第6号議案** 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名（うち社外取締役1名）及び監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）に対し、当期の業績を勘案して役員賞与総額9,000千円（うち監査等委員分2,700千円）を支給いたしたいと存じます。

本議案は、会社業績を勘案しつつ、報酬委員会への諮問、さらには監査等委員会の確認を経て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

以 上

# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

## 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net> ウェブ行使

## 2. 議決権行使の方法について

### (1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### (2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」およびパスワードが入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権行使できます。

(QRコードは、株式会社デンソーウェアの登録商標です。)

## 3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2022年6月23日(木曜日)午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

## 4. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

## 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様)

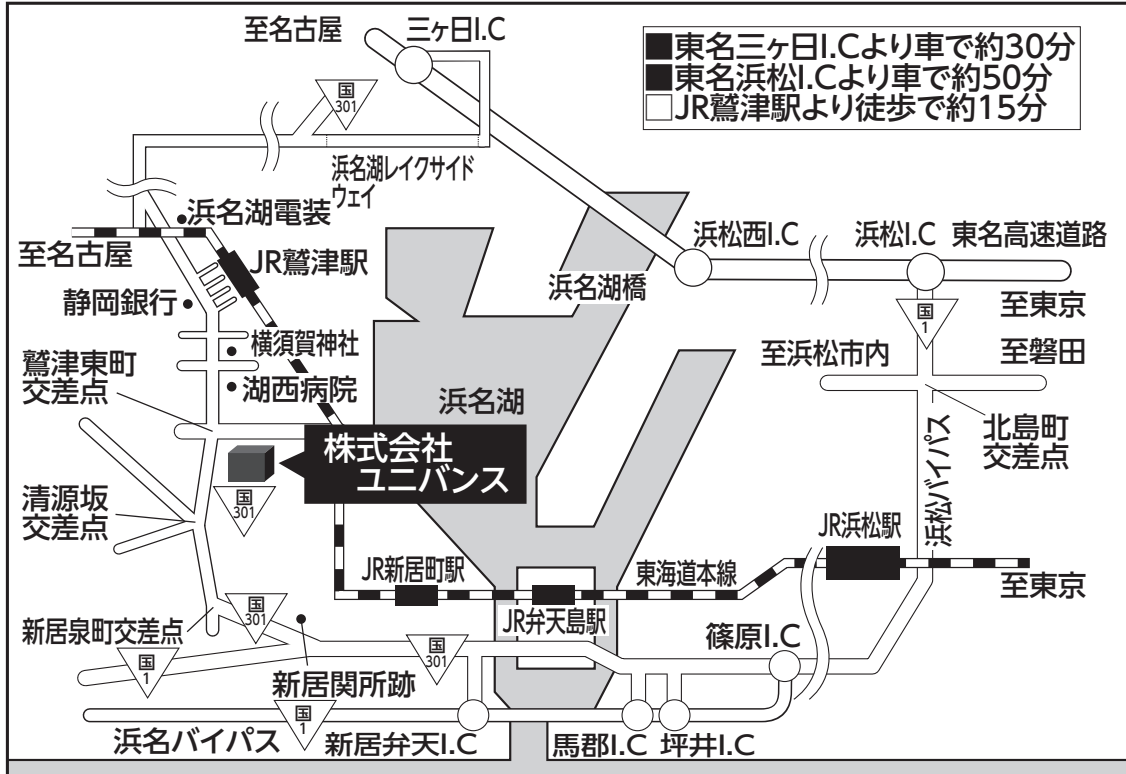
三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

# 株主総会会場ご案内図

■日 時：2022年6月24日（金曜日）午前10時（午前9時より受付開始）

■会 場：静岡県湖西市鷺津2418番地  
株式会社ユニバンス 本社会議室



UD  
FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

